「やまぼうし」申し合わせ（一部改正案）　2026/3/29

1. 山行の分類
（1）定例山行　会の行事として原則として定例総会で決めたもの
（2）グループ山行　会員全体に呼びかけて行う山行
（3）自主山行　親しい仲間で或いは他の団体・グループで行う山行
（4）個人山行　日頃のトレーニングとして登るもの

2. 山行のランク　基本的に体力でランクづけし、数値又は☆の数で表す。
ランク(r)はルート定数(R)を 10 で割った値とする。

☆	rが 1.0 以下。	軽い山行
☆☆	rが 1.0 以上、2.5 未満。	普通の山行
☆☆☆	rが 2.5 以上、3.5 未満。	やや健脚向山行
☆☆☆☆	rが 3.5 以上。	健脚向山行

必要に応じ技術的難度を表示する。

3. 山行計画書の提出
・リーダー又は代表者は、山行計画書を山行部長に提出する。
（やまぼうしの山行計画書の書式を原則として使用）
（日帰り山行は、ホームページから提出できる）
・E メールでの提出はやまぼうし事務局へ　（info@yamaboushi.ciao.jp）
・ホームページ等で会員に知らせる計画は実施日の2ヶ月前までに提出すること。
・未提出の山行で事故が起きた場合、労山基金は支給されない。

4. 山行報告書の提出
・定例山行・グループ山行の報告書は1週間以内 E メールでやまぼうし事務局へ送る。
・自主山行・個人山行もホームページに掲載するよう積極的に提出すること。
（山の紹介、楽しかったこと、ヒヤリハットなど、他の会員に役立ちます）

5. 定例山行・グループ山行は雨天でも原則として行う。
・当日の朝までに中止の連絡がない場合は、集合場所に集合する。

6. 定例山行は、原則としてマイクロバスか、公共交通機関を利用する。

7. 定例山行でのマイクロバスの利用について
・参加費はバスの運行経路が 100 ㎞未満の場合は 5,000 円、100 ㎞から 200 ㎞の場合は 5,500 円、200 ㎞から 300 ㎞の場合は 6,500 円、それ以上は見積額に応じて個別清算とする。 但し、距離は広島駅から広島駅までとする。
・当日及び前日のキャンセルはキャンセル料 1,000 円を頂きます。
・締切日まで原則として会員優先の申込とする。
・原則として、自家用車での追従は認めません。
・マイクロバスの会計は特別活動積立金の中で行います。

8. 自家用車使用の場合
・交通費は、乗車した会員1名につき 1,000 円の定額分担金に、走行距離 1km あたり 20 円を加算し、これに有料道路通行料等の実費を合わせた総額を、乗車人数で割る。
・同乗者は運転者の気持ちを考えて車内で行動すること。
・帰りの車内での居眠り、泥で汚れた靴での乗り込みなど、常識的なことですが、お互いに注意しましょう
・事故が起こった場合、当事者が入っている任意保険の範囲内とする。

9. 定例山行の下見代
・定例山行の下見代は 8,000 円を上限として、交通費実費を支払う。
・自家用車使用の場合の交通費は、前項8に従う。
・リーダーは必要額を下見清算書に書いて会計に提出する。
・支払いの対象者はリーダー、サブリーダーとする。

10. 山行時の必携品について（次の品物は山行の時には必ず持参しましょう。）
・登山用雨具（上下セパレート式でゴアテックスのような透湿性のある素材）
・ヘッドランプ
・地図（国土地理院の地形図 2.5 万分の1など）
・磁石（プレートコンパス、シルバ社やスント社のものが代表的）
・非常食（800kcal 程度。日持ちがする、かさばらない、食べやすいもの）
・着替え
・健康保険証（コピーでも可）
［あればよいもの］
・救急用品
・補助ロープ(太さ 6 ㎜、長さ 20m程度)

11. 定例集会
定例集会は運営委員会が主催し、6，9，12，2月に開催する。

12. 機関誌(紙)の発行
・機関誌「やまぼうし」を原則として毎月発行する。

13. 弔事について
会員及び旧会員について、判明したときは速やかに三役*に伝える。
三役は会員に知らせるよう努める。（E メール、機関紙など）
三役は本会の名で弔電を打つことができる。（*三役とは、会長、副会長、運営委員長）

14. 個人情報の取り扱い
・ 会員名簿（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス）及び会員の緊急連絡先は運営委員会で管理する。
・ 会員名簿はホームページの会員専用ページに掲載する。
・ 会員の緊急連絡先は、山岳事故等が発生した時に必要に応じて、活用する。